

認定こども園（1号認定）の「預かり保育」の無償化に係る手続きについて

■ 「預かり保育」の無償化の対象者について

預かり保育の無償化の対象となるのは、1号認定を受けて認定こども園を利用するお子さんのうち、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた方です。

※満3歳児クラス（3歳になってから最初の3月31日までの間のお子さん）については、これに加え、保護者が市町村民税非課税世帯であることが要件です。

■ 保育の必要性の認定について

【保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けられる方】

「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受けるには、次の2つの要件を満たす必要があります。

- ①預かり保育の利用開始日において、本市に居住していること。
- ②保護者が次の保育を必要とする事由のいずれかに該当していること。

- ・1か月に48時間以上の就労をしている（産前・産後休業及び育児休業を含む）
- ・妊娠中、または出産後である
（出産前2か月から出産後2か月の間 ※多胎児の場合は、出産前4か月から出産後2か月の間）
- ・病気やけが、または心身の障害による
- ・同居または長期入院等の親族の介護・看護にあっている
（1か月に48時間以上の介護・看護）
- ・火災、風水害、地震等の災害の復旧にあっている
- ・仕事を継続的に探している（認定は90日間）
- ・学校に在学している、または職業訓練を受けている
（1か月に48時間以上の就学・訓練）
- ・その他上記以外の事由により、保育が必要な状態（虐待やDVを受けている等）であると認められる

【保育の必要性の認定の手続き】

認定申請の手続きは、預かり保育を利用する施設を通じて行います。なお、既に保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けている方も毎年の手続きが必要となり、手続きが無い場合、預かり保育の利用料無償化の対象外となります。

◇ 認定申請関係書類配布場所：預かり保育を利用する施設

◇ 申込書提出場所：預かり保育を利用する施設

施設の指定する日までに、以下の提出書類を施設に提出してください。

提出書類

認定申請にあたっては、次の書類が必要です。

※次のうち「 」のついた書類は、高崎市の指定様式です。高崎市ホームページ（保育課ページ）内でダウンロードできます。



高崎市ホームページ（保育課ページ）
※申請書類一覧の「保育が必要であることを証する書類」をご確認ください。

(1) 「子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)兼現況届」

(2) 保育が必要であることを証する書類

次の表に区分した保護者等の状況により、必要な書類を(1)の様式に添付してください。父母（ひとり親家庭は父または母。）分が必要です。

保護者等の状況	提出書類
就労・就労予定	「就労証明書」 市指定様式（DL可） [添付書類] ・就労は、継続的に収入を伴う労働です。無収入の労働は該当しません。 ・育児休業中に新規入園し、同時に申請する場合は 「保育を必要とする申立書」 市指定様式（DL可） ・育児・介護休業法に基づく育児休業の適用を受けられない自営業者等の方で、おさんが生まれた日から満1歳のお誕生日の年度末までの間、育児のためにお休みをする場合は「みなし育児休業届出書」 市指定様式（DL可） ・就労状況の確認のため、必要な場合は上記以外の添付書類を求めることがあります。
求職中・出産	「求職・出産要件に関する申立書」 市指定様式（DL可） ・求職要件の場合、認定期間は3か月（90日）です。 ・出産要件の場合、認定期間は出産前2か月から出産後2か月（多胎児の場合、出産前4か月から出産後2か月。）です。
傷病・障害	「診断書」 市指定様式（DL可）
介護・看護	「診断書(介護・看護用)」 市指定様式（DL可）
就学	在学証明書（入学決定通知）と時間割 ※各学校等で発行
その他	保育課までご相談ください。

■ 無償化の対象となる預かり保育の利用料について

月ごとに「利用した預かり保育の利用料」と「450円×利用した日数」で計算された額とを比較して少ないほうの額（上限11,300円（満3歳児については16,300円））が無償化の対象となり、利用料から無償化の対象額が差し引かれて請求されます。

[算定のイメージ]

利用料	利用日数	上限額	無償化の対象額	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

■ 市外の施設を利用される場合の無償化(給付)について

市外の施設を利用の場合は、施設によって利用料の取り扱いが異なります。上記の方法のほか、一旦施設へ利用料全額をお支払いいただき、無償化の対象額相当額を保護者あてに高崎市より給付する方法もありますので、利用される施設へお問い合わせください。

お問い合わせ先 **高崎市役所 福祉部 保育課入所担当 ☎ 027-321-1246（課直通）**



記入上の注意事項と記入例

- * 太枠内の項目を黒ボールペンでもれなく記入してください。
- * 保育を必要とする事由に応じて、それらを証する書類の提出が必要です。(本リーフレット表面又は申請書裏面を確認してください。)
- * 認定種別について、3歳児クラス以上は第2号、満3歳児クラスで保護者が市町村民税非課税世帯である場合は第3号に☑してください。

記入例表面

様式第16号の3(第16条の2関係) 申請日 年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)兼 現況届 (優先) 高崎市

【申請にあたって留意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において定められた認定申請書の提出期限に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請書や認定種別の変更等申請書類の提出が催された場合、官公署に申し渡す必要のある書類又は資料の提出を要することがあります。
2. 申請書等に記載した内容が、施設等利用給付認定や施設等利用料の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用料は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援種別等に決定される場合があります。
4. 認定申請が審査し審査後に不適合となる場合は、申請日に限らず、子ども・子育て支援法第30条の3第3項の規定に基づき、最長利用開始の前日まで審査結果をお知らせを認める場合があります。
5. 申請書等に事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第1項第4号の給付で定められた施設(企業型施設等事業)の利用がある場合は、申請書の申請はできません。

以上のことと同様、保護者の病気、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校の預け入れ保育事業も利用する(※1)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

※1. 施設等利用給付認定を受ける前より保育事業が中心で、認定申請を済ませた後、認定申請書の提出期限が満了するまで引き続き認定を受ける場合は、施設等利用給付認定の申請(現況届)が必要です。

※2. 施設等利用給付認定を受ける前より保育事業が中心で、認定申請を済ませた後、認定申請書の提出期限が満了するまで引き続き認定を受ける場合は、施設等利用給付認定の申請(現況届)が必要です。

※3. 施設等利用給付認定を受ける前より保育事業が中心で、認定申請を済ませた後、認定申請書の提出期限が満了するまで引き続き認定を受ける場合は、施設等利用給付認定の申請(現況届)が必要です。

認定希望日(施設等利用開始日)	令和 8 年 0 月 × 日
フリガナ	高崎 太郎
氏名	高崎 太郎
性別	男
生年月日	令和 8 年 3 月 0 × 日
住所	〒 370 - 0000 高崎市高松町00-0
電話番号	090-XXXX-XXXX
個人番号(マイナンバー)	1234-5678-9012

同居していない理由 死別・離婚・離婚調停中・単身赴任・未婚・その他(理由:)

上記「認定種別」が第3号に該当する場合は記入して下さい。

認定希望日	令和 8 年 0 月 × 日
フリガナ	高崎 太郎
氏名	高崎 太郎
性別	男
生年月日	令和 8 年 3 月 0 × 日
住所	〒 370 - 0000 高崎市高松町00-0
電話番号	090-XXXX-XXXX
個人番号(マイナンバー)	1234-5678-9012

※1. 施設等利用給付認定を受ける前より保育事業が中心で、認定申請を済ませた後、認定申請書の提出期限が満了するまで引き続き認定を受ける場合は、施設等利用給付認定の申請(現況届)が必要です。

※2. 施設等利用給付認定を受ける前より保育事業が中心で、認定申請を済ませた後、認定申請書の提出期限が満了するまで引き続き認定を受ける場合は、施設等利用給付認定の申請(現況届)が必要です。

※3. 施設等利用給付認定を受ける前より保育事業が中心で、認定申請を済ませた後、認定申請書の提出期限が満了するまで引き続き認定を受ける場合は、施設等利用給付認定の申請(現況届)が必要です。

申請に係る子どもの保護者及び同居者	フリガナ	氏名	性別	生年月日	住所	学年・通学・通高先	施設等利用給付認定の状況
1	高崎 太郎	高崎 太郎	男	令和 8 年 3 月 0 × 日	〒 370 - 0000 高崎市高松町00-0	保育園	□有
2	高崎 花子	高崎 花子	女	令和 8 年 3 月 0 × 日	〒 370 - 0000 高崎市高松町00-0	保育園	□有
3	高崎 一郎	高崎 一郎	男	令和 8 年 5 月 × 日	〒 370 - 0000 高崎市高松町00-0	保育園	□有
4	高崎 二郎	高崎 二郎	男	令和 8 年 5 月 × 日	〒 370 - 0000 高崎市高松町00-0	保育園	□有
5	高崎 三郎	高崎 三郎	男	令和 8 年 4 月 × 日	〒 370 - 0000 高崎市高松町00-0	保育園	□有
6	高崎 四郎	高崎 四郎	男	令和 8 年 4 月 × 日	〒 370 - 0000 高崎市高松町00-0	保育園	□有

記入例裏面

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

施設名	〇〇こども園	所在地	〒 370 - △△△△ 高崎市××町〇〇-〇
利用開始(予定)日	令和 8 年 0 月 × 日		

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始(予定)日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - - TEL: - -	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - - TEL: - -	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - - TEL: - -	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - - TEL: - -	年 月 日

父または母が申請に係る子どもと同居していない場合、その状況について記入してください。

フリガナ	住所
同居していない者の氏名	
生年月日	年 月 日
個人番号(マイナンバー)	
同居していない理由	死別・離婚・離婚調停中・単身赴任・未婚・その他(理由:)
上記の理由となった年月日	年 月 日

※死別の場合、氏名・個人番号(マイナンバー)は記入不要。離婚・離婚調停中・未婚の場合、個人番号(マイナンバー)は記入不要。

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい。父母(ひとり親家庭は父又は母)の分が必要です。)

1	就労中の方(産前・産後休業及び育児休業を含む) 就労を予定している方	「就労証明書」 ※本市指定様式(添付書類) ・育児休業中に新規入所(園)し、同時に申請する場合は、「保育を必要とする申立書」 ※本市指定様式 ・自営業者等の方で、みなし育児休業の適用を受けたい場合は、「みなし育児休業届出書」 ※本市指定様式
2	出産前後の方(出産2か月前から出産2か月後まで) ※多胎児の場合は、出産4か月前から	「求職・出産要件に関する申立書」 ※本市指定様式
3	傷病・障害をお持ちの方	「診断書」 ※本市指定様式
4	親族の介護・看護をしている方	「診断書(介護・看護用)」 ※本市指定様式
5	求職中の方	「求職・出産要件に関する申立書」 ※本市指定様式
6	学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)及び時間割表



個人番号の記入と番号確認について

施設等利用給付認定を申請する場合には、法律の規定に基づき、申請書に個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。下記の事項を確認の上、『子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)兼現況届』の作成、提出にご協力をお願いいたします。

(1) 個人番号を記入する必要がある人

保護者(申請者)、認定対象児童

- * 上記のほか、認定種別が第3号の申請の場合は、生計を一にする保護者(申請者)以外の父または母及び生計の中心者(保護者(申請者)及び保護者(申請者)以外の父または母以外で該当者がいる場合に限る)の個人番号も記入してください。

(2) 個人番号を記入する欄

記入例のとおり、「個人番号(マイナンバー)」の各欄に正しく転記してください。

(3) 保護者の個人番号の確認

「施設等利用給付認定申請書」の提出時に、記入された保護者の個人番号がご本人の番号であることを確認しますので、申請書と一緒に保護者の①個人番号カード、②個人番号記載の住民票、または③通知カードのいずれかを施設に持参してください。

- * 保護者以外の世帯員の番号確認は行いません。持参いただくのは保護者のもののみです。
- * 施設で行うのは番号確認のみです。申請書やカードをコピーしたり、その他の手続きに利用することはありません。
- * 令和2年5月25日より通知カードは廃止になりましたが、カードの内容に変更がない場合や正しく変更手続きを行っている場合は、廃止後も個人番号の証明書類として利用できます。

(4) 提出が省略可能な書類等

個人番号(マイナンバー)を記入していただくことで、次の書類の提出が不要になります。

- ・ 令和7年1月1日時点で高崎市に住民登録がない方の市町村民税(住民税)額を証する書類の写し

個人番号カード



通知カード



* 記載事項が最新でない通知カードは、個人番号を証明する書類として利用できません。